

臨時休業に伴う、教習期限等の取り扱い

【教習期限などの救済措置】

警察庁から「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」が発出され、卒業証明書・仮免許証・教習期間等の延長措置が可能となりました。

緊急事態宣言発令に伴う外出自粛及び新型コロナウイルス感染症のおそれ等を理由に教習を中断している教習生に対しては、期限延長できることが京都府公安委員会からの通達でありました。該当の教習生は、教習再開後申し出てください。

★仮免許期限

仮免許証の裏面の有効期限が、48日間延長となることが京都府公安委員会からの通達でありました。期限切れ間近の教習生は、教習再開後申し出てください。

また、上記期限は、政府・京都府からの自主要請が延長された場合は、再延長される可能性があります。変更があった場合は再度お知らせいたします。

2020年5月27日